

2022年9月9日

お客様各位

室蘭信用金庫

カードローンにおける相続発生時の取扱いについてのお知らせ

平素は、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫ではカードローンご利用のご契約者様がお亡くなりになられた際に、契約規定に定められた、期限の利益喪失事由である「相続の開始があったとき」に該当するとして、相続人様に一括でのご返済を求める場合があります。

今後につきましては上記の取扱いを見直し、相続人様には「相続の開始があったとき」のみを理由に、当金庫より直ちに貸越元利金等の一括での請求を求めないことと致しましたのでお知らせいたします。

カードローンのご契約者様がお亡くなりになられた場合には、今後の返済について柔軟に対応いたしますので、当金庫本支店窓口までお問合せ願います。

記

〔対象商品〕

- ・しんきん保証基金扱いカードローン
- ・Eカード（むろしん予約型教育ローン）
- ・オリエントコーポレーション扱いカードローン（現在新規申込は受付しておりません）
- ・e-キャッシュ（現在新規申込は受付しておりません）

以上